

## 道州制推進知事・指定都市市長連合第6回総会 参考資料

- 参考資料1 道州制に関する最近の動き
- 参考資料2 全国知事会「道州制に関する基本的考え方」
- 参考資料3 自由民主党「道州制推進基本法案（骨子案）」
- 参考資料4 道州制推進知事・指定都市市長連合 設置要綱
- 参考資料5 道州制推進知事・指定都市市長連合 名簿
- 参考資料6 道州制推進知事・指定都市市長連合 活動方針
- 参考資料7 地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程  
(制度設計試案)
- 参考資料8 地方分権型の道州制における基礎自治体のあり方に関する  
考え方



## 道州制に関する最近の動き

- 平成22年 2月 道州制ビジョン懇談会を廃止
- 平成22年 6月 地域主権戦略大綱閣議決定  
(「道州制」についての検討も射程に入していく)

### <参議院議員選挙マニフェスト>

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○民 主 党：道州制について記述なし</li> <li>○自由民主党：道州制基本法を早期に制定</li> <li>○公 明 党：3年を目途に「道州制基本法」を制定し、概ね10年後から「地域主権型道州制」に移行</li> <li>○みんなの党：7年以内に「地域主権型道州制」に移行。内閣に道州制担当専任大臣を設置し、「道州制基本法」を11年度中に制定</li> </ul> |  |
|--|--|

- 平成23年 4月 日本経済団体連合会、経済同友会が、将来の道州制導入を念頭に置いた「東北復興院」等の設置を提言（東日本大震災復興構想会議）
- 平成23年 5月 超党派国會議員が「道州制懇話会」を設立  
(国會議員：159名 知事：13名 指定都市市長：15名)
- 平成24年 1月 地方制度調査会が、大都市制度に関する議論を開始
- 平成24年 2月 全国知事会道州制特別委員会を廃止  
(道州制は新設の「地方行政体制特別委員会」が所掌)
- 平成24年 3月 政党的動きが活発化
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪維新：維新政治塾レジュメで「統治機構の見直し一道州制」を明記</li> <li>○みんなの党：「道州制への移行のための改革基本法案」を国会へ提出</li> <li>○自由民主党：道州制推進本部が、道州制基本法案の骨子を提示</li> <li>○公明党：道州制推進プロジェクトチームを設置</li> </ul>	
--	--
- 平成24年 4月 道州制推進知事・指定都市市長連合が発足  
(知事：9名 指定都市市長：15名)  
設立総会後、政党（民主、自民、公明、みんな）に対し、道州制推進法の早期制定等を求める要請活動
- 平成24年 5月 道州制推進知事・指定都市市長連合が、自由民主党、公明党、日本経済団体連合会と意見交換（石井共同代表ほか出席）
- 平成24年 6月 日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会が、「地域主権と道州制を推進する国民会議」を開催
  - ・政党（民主、自民、公明、みんな）の政策責任者の説明
  - ・アピール「道州制実現に向けた政治のリーダーシップを」を採択
  - ・自由民主党道州制推進本部が「道州制基本法案（修正骨子案）」を公表
- 平成24年 7月 道州制推進知事・指定都市市長連合第1回総会  
(地域主権型道州制の基本的な制度設計についてなど)
- 平成24年 8月 道州制推進知事・指定都市市長連合が、政党（民主、自民、公明、みんな）に対し、道州制推進法の早期制定等を求める要請活動
- 平成24年 9月 自由民主党道州制推進本部が「道州制基本法案（骨子案）」を公表

- 平成24年11月 道州制推進知事・指定都市市長連合が、政党（民主、自民、公明、みんな、日本維新）に対し、道州制推進法の早期制定等を政権公約に盛り込むことを求める要請活動
- 平成24年12月 衆議院選挙の結果、道州制の推進を政権公約に掲げた自民党が第一党となり、公明党との連立政権が発足
- 平成25年 1月 全国知事会が「道州制に関する基本的考え方」を公表
- 平成25年 2月 道州制推進知事・指定都市市長連合第2回総会  
新藤総務大臣兼内閣府特命担当大臣（道州制担当）への要請活動
- 平成25年 3月 連合による「道州制推進フォーラム」の開催
- 平成25年 6月 道州制推進知事・指定都市市長連合第3回総会  
経団連・連合の共同主催による「道州制を推進する国民会議」の開催
- 平成25年 7月 連合による「地方分権型の道州制における基礎自治体のあり方に関する考え方」を公表
- 平成25年 8月 全国知事会が「道州制の基本法案について」に基づき自由民主党道州制推進本部へ要請
- 平成25年 9月 全国知事会が 新藤総務大臣兼内閣府特命担当大臣（道州制担当）への要請活動  
自由民主党道州制推進本部から全国知事会の要請「道州制の基本法案について」に対する回答
- 平成25年10月 全国知事会が自由民主党道州制推進本部の回答「道州制の基本法案について」に対する書簡を送付
- 平成26年 1月 道州制推進知事・指定都市市長連合第4回総会  
「道州制推進フォーラム」の開催  
政権与党（自民、公明）に対し、道州制推進基本法の平成26年通常国会で成立すること等を求める要請活動
- 平成26年 2月 自由民主党道州制推進本部が地方六団体に対して「道州制基本法案（骨子案）」の修正案を送付
- 平成26年 3月 日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会など経済10団体が自由民主党に対して、道州制推進基本法の早期制定を求める建議書を提出
- 平成26年 7月 日本維新の会及びみんなの党の共同による「道州制合同調査会」が発足
- 平成26年 9月 第2次安倍改造内閣発足により、石破地方創生担当大臣が道州制を担当
- 平成26年10月 道州制推進知事・指定都市市長連合第5回総会  
政権与党（自民、公明）に対し、道州制推進基本法の平成27年通常国会で成立すること等を求める要請活動
- 平成26年11月 道州制推進知事・指定都市市長連合が、政党（自民党、民主党、維新の党、公明党、次世代の党、みんなの党）に対し、地方分権型の道州制の実現を政権公約に明記することを求める要請活動
- 平成27年 7月 自民党道州制推進本部が開催され、基本法案の国会提出を当面見送る一方、道州制特区法案の改正を検討する方針

# 道州制に関する基本的考え方

平成25年1月23日  
全 国 知 事 会

## 1 はじめに

これまで我が国は、国が大きな権限や財源を持つ中央集権型の行政システムの下で、急速な近代化と経済成長を成し遂げてきたが、その中で都道府県は、法的地位等の変容を経ながらも、明治期以来120年余の長きにわたり、その構成と区域を維持し、広域の地方自治体として、大きな役割を担ってきた。

しかし、現在の我が国は、人口減少社会の到来や少子化・高齢化による人口構造の激変、経済・社会のグローバル化に伴う国際競争の激化など、かつてない大きな構造変化に直面している。

今後、我が国が持続的な発展を遂げるためには、画一的な中央集権型システムを改め、地域が多様性の中から生み出す競争力を国全体の成長につなげていく多極・多様化した分権型国家への転換が求められている。

我が国がこれまでに経験したことのない困難な課題に直面する中で、地域における広域行政をこれまで以上に充実・強化し、地域がその持てる強みを最大限に発揮して、個性的な地域づくりや広域的な経済産業活動の活性化などにより、結果として、我が国全体の活力や国際競争力を高めていくことが切実に求められている。

また、諸外国との領土問題、米軍基地の移転問題、為替相場における円高問題など、喫緊の課題がある中で、中央政府の機能を外交・安全保障・マクロ経済政策など中央政府本来の機能に特化することにより、中央政府の機能を強化するべきである。

まずは現在行われている地方分権改革を着実に推進することが不可欠であり、このことが足がかりとなり、国と地方を通じた効率的な行政システムの再構築による新しい政府像の確立につながるものである。

さらに、都道府県のあり方をめぐる動きとして注目しなければならないのは、国の出先機関の丸ごと移管を念頭に、特定広域連合を創設する動きである。

平成22年12月には、全国初の都道府県域を越える広域連合である「関西広域連合」が発足し、以来東日本大震災への対応や、エネルギー問題などの広

域的な対応を必要とする課題に対して実績を積み重ねており、広域的課題に対する有効な手段であることを示しつつ国の出先機関の受け皿となる特定広域連合の認定を九州や中国、四国とともに目指している。これまで、「道州制」のみで議論されてきた都道府県を越える広域自治体のあり方について、もう一つの提案がなされていると考えることができる。

「特定広域連合」においては、広域連合長が権限を行使するが、特定広域連合委員会についての規定が設けられており、合議制により運営することの法制的な担保や、関係市町村の意見反映の仕組み等、関係する団体の意見を幅広く聴取する仕組みが検討されている。

このような動きを踏まえ、全国知事会は、平成24年10月に取りまとめた「日本再生デザイン」において、「自己決定と責任を持つ、21世紀型の「地方自立自治体」」を掲げる中で、「国と地方の役割を大胆に見直し、国は国本来の役割に専念し、広域自治体及び基礎自治体の役割を大幅に拡大することで、国と地方の双方の政府機能を強化する」とともに、「同時に、広域自治体と国、基礎自治体との役割分担、道州制や特定広域連合を含めた広域自治体のあり方等を幅広く検討する」こととしたところである。

以上の点を踏まえ、道州制に対する全国知事会の立場を明らかにし、道州制の基本的考え方を示すことによって、政府や各政党をはじめとする関係機関に対し、道州制の検討に当たっての課題を提示しようとするものである。

## 2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場

道州制については、第28次地方制度調査会の答申や道州制ビジョン懇談会の中間報告など、国レベルにおいて道州制の導入に向けた動きがあったが、政権交代後の平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、「いわゆる『道州制』についての検討も射程にいれていく」との表現のみで、道州制のあり方の具体的な方向性は示されておらず、政府における道州制の導入に向けた動きは停滞していた。

しかし、平成24年8月に成立した「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に関して、国や地方等において国と地方のあり方について議論が活発に行われ、また、複数の政党において道州制についても道州制基本法の制定を含めた検討が改めて行われることとなった。

道州制の検討を進めるに当たっては、国民的な理解を得て、我が国統治機構全体を改革し、地方が真に自立する税財政システムを確立するなど、解決しなければならない大きな課題があるが、現在のところ、道州制の姿について国と地方との間で明確なイメージが共有されておらず、道州制のメリット・デメリット等に関する検証が十分進んでいないことから、導入を前提とした進め方に慎重な意見があることも事実である。

しかしながら、再び道州制議論が活発化する兆しがみられ、広域自治体のあり方が問われる中、全国知事会は、道州制議論において、正に当事者として、様々な課題について検討を加えながら真摯に議論を重ね、最も積極的に提案していくかなければならない立場にある。

言うまでもなく、道州制は、国のかたちの根本に関わるものであり、国と地方双方の政府を再構築し、眞の分権型社会を実現するためのものであって、国の都合による行財政改革や財政再建の手段では決してない。また、道州制の議論にかかわらず、地方分権改革を着実に推進しなければならない。

### 3 道州制の基本原則

道州制の検討に当たっては、以下の基本原則が前提とならなければならない。

#### 1 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならぬ

国と地方自治体双方のあり方を同時・一体的に抜本的に見直し、国から地方への決定権の移譲を実現し、分権型社会における広域自治体に必要な要件を満たす新たな地方制度として「道州制」を検討しなければならない。

#### 2 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする

道州は、国と市町村の間の広域自治体として、市町村と役割を分担して、主に地域における広域行政を担うものとすべきである。国との必要な連携は確保しつつも、道州が国の出先機関的な性格や国と地方自治体の中間的な性格を持つようなものであってはならない。また、単なる都道府県合併となってはならない。

#### 3 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない

「国と地方の役割分担」を抜本的に見直し、現在国が担っている事務については、外交、防衛、司法など、国が本来果たすべき役割に重点化し、内政に関する事務は、基本的に地方が担うこととすべきであり、このことは、国と地方の双方の政府の機能強化や行政の効率化による国民負担の軽減にもつながるものである。

その際、都道府県が担ってきた事務については可能な限り市町村に移管することとし、道州は、広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務等を担うこととすべきである。

また、都道府県の事務を移管するに当たっては、基礎自治体たる市町村は、自立性の高い行政主体として、十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる体制とする必要があり、このための方策を検討する必要がある。

**4 役割分担の見直しに当たっては、事務の管理執行を担っている「国の出先機関」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央府省」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない**

国と地方の役割分担に基づき、国が果たすべき役割に最もふさわしい中央政府の姿を検討するという観点から、国の事務権限の仕分けを行い、国の出先機関の廃止のみならず、中央府省の解体再編を含め、地方への権限移譲が行われなければならない。

その際には、財政面等において地方の過大な負担とならないよう、権限・財源の一体的移譲を前提とした制度設計や、人員移管のルールづくりが確実になされなければならない。

**5 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な自治立法権を確立しなければならない**

内政に関する事務について、道州が事務を自主的・自立的に担えるようにするため、国の法令については大綱的なものに限定するなど、基本的な事項を定めるにとどめ、道州に広範な自治立法権を付与するようにしなければならない。

**6 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない**

地方が担う役割に見合った地方税収を確保するため、税体系を抜本的に再構築し、地方の課税自主権を強化する必要がある。例えば、諸外国の事例を参考にした共有税の導入など、現行の国税と地方税の税目や課税自主権のあり方も含めた抜本的な見直しを行い、可能な限り偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築しなければならない。

道州間の歳入を一定程度均等化するための財政調整制度については、まず、現行の地方交付税がそもそも標準的な行政サービスを全国どの地域においても享受できることを前提とした自治体の財源保障を担うものであることから、これを地方の固有財源として明確に法的に位置づけ、その総額や配分方法につい

ては、国と地方において決定する仕組みの導入を検討しなければならない。

さらに、全てを国と地方の垂直的な財政調整で賄っている現行方式に加えて、国からの関与や依存度を縮小するという観点から、一部について、道州間で主体的に財政調整を行う水平的な調整の仕組みを併用することも検討しなければならない。

7 道州の区域については、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、住民サービスへの影響や地理的・歴史的・文化的条件など、地方の意見を最大限尊重して決定しなければならない

道州の区域は、経済的に自立性の高い圏域を形成するという観点や地域の事情を考慮して定めるものとするが、その際、道州と市町村の二層制としたときにも、住民サービスがさらに充実・強化されるのは当然のことであり、加えて住民が一体感を持つことができるよう地方の意見を最大限尊重した区域となるように設定すべきである。

また、地理的特性、歴史的事情、文化的条件も最大限考慮すべきである。

なお、道州の区域等の枠組は、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、国において一方的に区域を絞り込むなど、枠組を先行させた議論を行うべきではない。

## 4 道州制検討の進め方

### 1 国と地方の協議の場を活用すべきである

道州制は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。そのため、道州制の検討は政治主導で行われるべきであり「国と地方の協議の場」に「国のかたち検討部会」を設置し、特に、中央府省の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方自治体の自治立法権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めなければならない。

### 2 国民意識の醸成が何より重要である

道州制の検討に当たっては、国民の意識を醸成し、理解を得ることが大きな課題であるが、現時点で、道州制の具体的なイメージについて、また道州制が我が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすかについて、国民に十分理解されているとは言い難い状況にある。

そのため、国と地方の双方が道州制のメリットや課題について分かりやすく積極的な情報発信を行い、国民的な幅広い議論が行われることが何より重要である。

## 5 地方分権改革の推進

道州制議論にかかわらず、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、補助金等の一括交付金化等の改革を一体的に進める必要がある

地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならず、道州制の論議が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、補助金等の一括交付金化等の改革を一体的に進めなければならない。

特に、現在国において検討している「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」は、地方分権改革の一環として、経済産業政策など地域における広域にわたる事務等を、国の出先機関の廃止に向けて都道府県が加入する特定広域連合に移管することによって、より住民に近い広域自治組織が自主的かつ総合的に実施できるようにするという趣旨で立案されたものであり、同法案を早期に成立すべきである。

## 道州制を検討するに当たっての具体的な検討課題

### ① 国のあり方及び国・道州・市町村の役割分担

国と地方の役割分担を明確化し、国の役割を純化、重点化した場合、立法院のあり方、中央府省の解体再編、国の出先機関の廃止を含めた国の組織・機構の具体的なあり方、国が担うべき具体的な事務事業のあり方をどうするか。

また、新たな行政需要が生じた場合、国、道州、市町村のいずれが担うかについての調整をどうするか。

さらに、国から地方への権限・財源の大幅な移譲が想定される道州制を検討するにあたり、国の巨額の債務をどう扱うかは大きな課題である。都道府県を廃止する際にもその債務の扱いを決定する必要がある。地方分権を実現するための道州制が、早々から巨額の債務で硬直した財政状況により身動きのとれない地方自治体の誕生とならないよう、議論の前提として整理しておくべきではないか。

### ② 税財政制度のあり方

国と地方の役割分担を踏まえ、自主性・自立性が高く、道州間の大きな財政力格差を生じさせないような税財政制度のあり方及び道州間の財政調整制度のあり方をどうするか。

### ③ 大都市圏との関係

道州制の下での基礎自治体としての大都市のあり方をどうするか。特に、大都市地域における特別区の設置に関する法律の成立や多様な大都市制度の議論を踏まえながら、現行の政令指定都市等の大都市制度との関係を整理する必要があるのではないか。また、道州と首都圏をはじめとする大都市圏域との関係をどう考えるか。

### ④ 市町村との関係

市町村の役割はどうあるべきか。また、市町村の行財政基盤をいかに強化すべきか。特に、その役割を担いきれない小規模町村について、その事務の補完のあり方をどうするか。

## ⑤ 住民自治などのあり方

住民との距離が遠くなるといった懸念が指摘される道州における住民自治のあり方をどうするか。その際、郷土への愛着や誇りを維持する観点も踏まえて検討すべきか。

## ⑥ 首長・議会議員の選出方法

道州の首長の選出は、どのような方法がふさわしいか。（住民の直接選挙、議会において選出等）

また、道州の議会議員の選出は、どのような制度がふさわしいか。（道州単位の比例代表選挙、道州内をいくつかの選挙区に分割した選挙区選挙等）

## ⑦ 自治立法権の確立

道州が、その担う事務に関して、広範な自治立法権を確立するためには、どのような課題があるか。国法と道州の自治立法のあるべき関係をどう保障するか、道州と市町村それぞれの自治立法の関係をどのように整理すべきか。

## ⑧ 道州の組織・機構のあり方

道州の内部組織のあり方、行政委員会制度及び議会制度のあり方をどうするか。また、その際、道州の各機能を道州内で地理的に一極集中させるのか分散させるのか。

## ⑨ 道州制特区及び都道府県を越える広域行政の状況と課題の検証

現在、広域自治体のあり方の検討として、道州制特区推進法に基づき、北海道を唯一の対象とするモデル事業が実施されている。

また、都道府県域を越えた広域自治体のあり方の検討としては、関西広域連合の設立をはじめ、九州広域行政機構（仮称）や四国、中国において特定広域連合の設立を目指すなど、国の事務の移管に向けた検討が行われている。

広域自治体のあり方の一つである道州制の検討に当たっては、道州制特区における権限移譲の状況、それに伴う財源移譲の状況、国の関与の変化などについて、また、関西広域連合等における国の出先機関の原則廃止とその機能の丸ごと移管の状況と課題についても、併せて検証を行うべきではないか。

## 道州制推進基本法案（骨子案）

自民党道州制推進本部  
平成 26 年 2 月 18 日

地方の時代と言われて、既に相当の年月が経過している。しかしながら、地方分権の推進は、現在の地方自治の仕組みの下では、ほぼ限界に達していると考えられる。依然として中央集権と国依存型の統治構造が維持され、東京一極集中と地方の過疎化が進んでいる。こうした中、現在の我が国は、経済・社会の国際化、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来などの様々な課題に直面し、国と地方の財政は極めて厳しい状況にある。

国は、外交、防衛や真に全国的な視点に立って行わなければならない社会保障や教育の根幹など本来の国の役割により重点を移すべきである。一方で、これ以外の役割は、住民に身近な地方の責任において処理し、今一層の地方の主体性を確立していかなければならない。

また、世界市場における国際競争が激化する中で、我が国が国際社会において確固たる地位を占め続けるためには、各地域が自らの判断でそれぞれの強みを発揮し、国際的な競争力を高めていかなければならない。そのためには、より広域でより力の蓄積のあるこれまでとは次元の異なる地方自治の主体を構築することにより、地域の活力を創出し、国全体の更なる活力と競争力を生み出していく必要がある。それが道州である。

道州は、地域の経営主体として、経済成長を担い、雇用を確保し、地方圏への人口の流れを創出するなどにより時代の変化に対応する力を生み出していかなければならない。基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、行政サービスを地域住民の自治を基盤として提供していかなければならない。新しい時代を切り拓いていくためには、新しい国のかたちを作り上げることにより、国と地方両方の機能を強化し、国民の期待に応えることが、今求められている。

もとより道州制の導入は国、都道府県、市町村の全てを通じた大きな統治構造の改革であり、その実現には国民の合意と協力が必要である。そこで、まず道州制の全体像を国民に提示し、地方や各分野における意見を十分に踏まえ、国民的な議論を開始する必要がある。その上で、道州制の導入について、国会において適切な結論を得るものとする。

ここに、道州制の在り方について、具体的な検討を開始するため、この法律を制定する。

## 第1 総則

## 1 趣旨

この法律は、道州制の在り方について具体的な検討を開始するため、その基本的方向及び手続を定めるものとする。

## 2 定義

## ① 道州

「道州」は、道又は州をその名称の一部とし、一の都道府県の区域より広い区域（地理的条件等を踏まえ一の都道府県の区域をその区域とすることが適當と認められる場合にあっては、当該一の都道府県の区域）をその区域として設置され、基礎自治体を包括する広域的な地方公共団体であって、国及び都道府県から移譲承継された事務を処理するものをいう。

## ② 基礎自治体

「基礎自治体」は、市町村の事務及び都道府県から移譲承継された事務を処理する基礎的な地方公共団体をいう。

## ③ 道州制

「道州制」は、道州及び基礎自治体で構成される地方自治制度をいう。

### 3 基本理念

道州制の在り方の検討は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ① 国の役割及び機能の改革の方向性を明らかにすること。
- ② 国と地方公共団体との役割分担を見直し、道州及び基礎自治体を中心とした多様性、独自性を発揮し得る地方分権体制を構築すること。
- ③ 国の事務を国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないものに極力限定し、国家機能の集約及び強化を図ること。
- ④ ③に規定する事務以外の国の事務については、国から道州へ広く権限を移譲し、道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を有する地域経営の主体として構築すること。
- ⑤ 基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、かつ、自ら実践することができる主体とすること。
- ⑥ 国及び地方公共団体の組織を簡素化し、国と地方を通じた徹底した行政改革を行うこと。
- ⑦ 東京一極集中を是正し、多様で活力ある地方経済圏を創出することにより、国全体の更なる活力と競争力を生み出すようにすること。

### 4 道州制の基本的な方向

道州制についての検討に当たっては、次に掲げる基本的な方向に沿って行われなければならない。

- ① 都道府県に代わる新たな広域的な地方公共団体として、全国の区域を分けて道州を設置すること。ただし、都の在り方については、道州制国民会議において、その首都としての機能の観点から総合的に検討するものとする。
- ② 道州は、国及び都道府県から移譲承継された事務を処理するものとすること。
- ③ 基礎自治体は、市町村の事務を処理するとともに、都道府県から移譲承継された住民に身近な事務を処理するものとすること。
- ④ 道州は、基礎自治体における地域コミュニティの維持及び発展が可能となるよう配慮するものとすること。
- ⑤ 道州及び基礎自治体の議会の議員及び長は、住民が直接選挙すること。
- ⑥ 道州の事務に関する国の立法は必要最小限のものに限定するとともに、道州の自主性及び独立性が十分に発揮されるよう自治立法権限の拡充を図ること。
- ⑦ 国の行政機関は、地方支分部局を含め、再編若しくは合理化をし、又は道州へ移譲するとともに、道州及び基礎自治体の事務に関する国の関与は必要最小限のものとすること。
- ⑧ 道州及び基礎自治体の事務を適切に処理するため、安定的な地方税体系を構築し、道州及び基礎自治体の役割に見合った税源を配分するとともに、税源の偏在を是正するため必要な財政調整制度を設けること。

## 第2 道州制推進本部

### 1 設置

内閣に、道州制推進本部（以下「本部」という。）を置く。

### 2 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

ア 第3 10①により道州制国民会議が行う調査審議に必要な各府省の協力に関する総合調整に関すること。

- イ 第3 1 1の答申を受けて各府省が行う検討に関する総合調整に関すること。
- ウ 道州制に関する調査及び関係団体との連絡調整に関すること。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

### 3 組織

本部は、道州制推進本部長、道州制推進副本部長及び道州制推進本部員をもって組織する。

### 4 道州制推進本部長

- ① 本部の長は、道州制推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。
- ② 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

### 5 道州制推進副本部長

- ① 本部に、道州制推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。
- ② 副本部長は、本部長の職務を助ける。

### 6 道州制推進本部員

- ① 本部に、道州制推進本部員（②において「本部員」という。）を置く。
- ② 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

### 7 資料の提出その他の協力

- ① 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- ② 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、①に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

### 8 事務

本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

### 9 主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

### 10 政令への委任

この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第3 道州制国民会議

### 1 設置

内閣府に、道州制国民会議を置く。

### 2 所掌事務

道州制国民会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議すること。
- イ アの重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、法令の規定により道州制国民会議に属させられた事務

### 3 組織

道州制国民会議は、委員30人以内で組織する。

### 4 委員

- ① 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- ② 委員は、非常勤とする。

### 5 会長及び副会長

- ① 道州制国民会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- ② 会長は、会務を総理する。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 6 専門委員

道州制国民会議に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

### 7 部会

会長は、必要に応じ、道州制国民会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

### 8 資料の提出その他の協力

- ① 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- ② 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、①に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

### 9 事務局

- ① 道州制国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。
- ② 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- ③ 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

### 10 道州制国民会議への諮問等

- ① 内閣総理大臣は、道州制に関する重要事項を道州制国民会議に諮問しなければならない。
- ② ①の重要事項を例示すると、おおむね次のとおりである。
  - ア 道州の区域、事務所の位置その他道州の設置に関すること。
  - イ 国、道州及び基礎自治体の事務の分担に関すること。
  - ウ 国の行政機関の再編並びに国の道州及び基礎自治体への関与の在り方に関すること。
  - エ 国の立法権限並びに道州及び基礎自治体の自治立法権限並びにその相互関係に関すること。
  - オ 道州及び基礎自治体の税制その他の財政制度並びに財政調整制度に関すること。
  - カ 道州及び基礎自治体の公務員制度並びに道州制の導入に伴う公務員の身分の変更等に関すること。

- すること。
- キ 道州及び基礎自治体の議会の在り方及び長と議会との関係に関すること。
- ク 道州及び基礎自治体の名称その他の組織に関すること。
- ケ 基礎自治体間の事務の共同処理、道州による基礎自治体の事務の代行等基礎自治体の事務の補完の在り方に関すること。
- コ 基礎自治体における地域コミュニティの役割に関すること。
- サ 首都及び大都市の在り方に関すること。
- シ 都道府県の事務の道州及び基礎自治体への移譲承継手続その他道州制の導入に伴い検討が必要な事項に関すること。
- ③ 道州制国民会議は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村の意見を聞くものとする。

#### 1 1 答申

道州制国民会議は、10①により諮詢を受けたときは、当該諮詢を受けた日から3年以内に内閣総理大臣に答申をしなければならない。

#### 1 2 中間報告

内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、道州制国民会議に対し、中間報告を求めることができる。

#### 1 3 国会への報告

内閣総理大臣は、11の答申及び12の中間報告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

#### 1 4 地方六団体との協議

政府は、道州制について地方六団体と協議を行い、その内容が道州制国民会議の調査審議に適切に反映されるよう、配慮しなければならない。

#### 1 5 設置期限

道州制国民会議は、11の答申をした日から起算して6月を経過する日まで置かれるものとする。

#### 1 6 政令への委任

この法律に定めるもののほか、道州制国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第4 必要な措置

政府は、第3 11の答申があったときは、道州制に関する国民的な議論を踏まえ、速やかに、法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 第5 その他

- ① この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、②の規定は、公布の日から施行する。
- ② 第3 4による道州制国民会議の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。
- ③ その他所要の規定の整備を行う。



## 道州制推進知事・指定都市市長連合設置要綱

### 1 設置目的

有志の知事・指定都市市長で構成する「道州制推進知事・指定都市市長連合」（以下「連合」という。）を推進母体に、地方の側から国民的な議論を喚起し、政府・政党を動かすことで地域主権型道州制を導入する道筋をつける。

### 2 活動内容

連合は、1の目的を達成するため、次の活動等を行う。

- (1) 政府・政党への提案・要請
- (2) 地域主権型道州制の制度設計
- (3) 地域主権型道州制の実現を目指す他団体との連携
- (4) 国民に向けた広報宣伝

### 3 組織

- (1) 連合は、地域主権型道州制の実現を目指す知事及び指定都市市長のうち、参加を表明した者（以下「構成メンバー」という。）をもって構成する。
- (2) 連合の代表機関として共同代表2名を置き、設立総会又は総会で互選する。  
共同代表は、知事1名、指定都市市長1名とする。
- (3) 連合に副代表2名を置き、共同代表が指名する。副代表は、知事1名、指定都市市長1名とする。副代表は、共同代表を補佐し、共同代表に事故があるときはその職務を代理する。

### (4) 会議

#### ① 総会

- ・必要に応じて共同代表が招集し、そのうち1名が議長を務める。
- ・設立総会については発起人が招集し、そのうち1名が議長を務める。

#### ② 部会等

- ・共同代表が必要と認めるときは、2の活動に資する部会等を置くことができる。部会等に主査を置き、構成メンバーの中から共同代表が指名する。
- ・部会等のメンバーは、共同代表と主査が協議して指名する。

- (5) 共同代表が必要と認めるときは、連合及び部会等に顧問（有識者等）を置くことができる。

### 4 庶務

- (1) 連合の庶務は、共同代表のうち1名が処理する。
- (2) 部会等の庶務は、主査が処理する。

### 5 その他

- (1) 2の活動及び3の(4)の会議に要する経費は、構成メンバーから徴収することができる。
- (2) この要綱に定めるもののほか、連合の運営に必要な事項は、共同代表が別に定める。

### 6 施行

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。  
この要綱は、平成24年7月18日から施行する。



## 道州制推進知事・指定都市市長連合名簿

平成28年2月18日現在  
(敬称略・行政順)

## &lt;知事&gt;

## &lt;指定都市市長&gt;

## ○ 共同代表

宮城県知事 村井 嘉浩

## ○ 副代表

浜松市長 鈴木 康友

## ○ 構成メンバー

北海道知事	高橋 はるみ	さいたま市長	清水 勇人
新潟県知事	泉田 裕彦	千葉市長	熊谷 俊人
愛知県知事	大村 秀章	横浜市長	林 文子
大阪府知事	松井 一郎	川崎市長	福田 紀彦
広島県知事	湯崎 英彦	相模原市長	加山 俊夫
熊本県知事	蒲島 郁夫	静岡市長	田辺 信宏
		名古屋市長	河村 たかし
		京都巿長	門川 大作
		大阪市長	吉村 洋文
		堺市長	竹山 修身
		広島市長	松井 一實
		岡山市長	大森 雅夫
		北九州市長	北橋 健治
		福岡市長	高島 宗一郎



## 道州制推進知事・指定都市市長連合 活動方針

平成24年4月20日

本連合は、地方の側から国民的な議論を喚起し、政府・政党を動かすこと で地域主権型道州制を導入する道筋をつけるため、次の活動等を展開する。

なお、具体的な活動内容については、政府・政党の動向も踏まえ、共同代表を中心に協議の上決定する。

### 1 政府・政党への提案・要請

(当面の要請項目(骨子))

- (1) 地域主権型道州制の導入に向け、地方の意見を反映した推進法を早期に制定すること。
- (2) 道州制の制度設計等を担う組織を内閣に設置すること。
- (3) 道州制の制度設計等に地方の意見を積極的に反映すること。
- (4) 道州制に関する国民的な議論を喚起すること。

### 2 地域主権型道州制の制度設計

(地方からの積極的な提案、国政レベルの企画立案への参画)

- (1) 地域主権型道州制の姿、制度設計の提案・発信
- (2) 政府、政党による制度設計への参画、広域行政を担う当事者としての現場感覚を生かした意見の表明

### 3 地域主権型道州制の実現を目指す他団体との連携

(国民的なコンセンサスの形成)

当該団体等と連携した提案・要請、広報活動等の展開

### 4 国民に向けた広報宣伝

(国民的な議論の喚起)

- (1) マスメディア等を通じた本連合の活動の積極的なアピール
- (2) 構成メンバーの政治・行政活動の中で、地域主権型道州制を導入する目的や必要性、効果等を広く住民に周知(道州制推進連合の後援によるシンポジウムの開催等)



# 地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程

## －国民的な議論を喚起するための試案－

平成24年7月18日  
道州制推進知事・指定都市市長連合

道州制推進知事・指定都市市長連合は、地方の側から国民的な議論を喚起し、政府・政党を動かすことで地域主権型道州制の導入に向けた道筋をつけるため、その推進母体として、有志知事・指定都市市長により設立された。

この「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」は、国民的な議論を促すための「たたき台」として、制度設計を検討する上での論点を整理した試案であり、今後、他の地方公共団体や各界・各層のご意見を伺いながら、推進連合において更に検討を重ね、一層の充実を図ることとしたい。

この試案が、道州制の導入に向けた議論を更に高める契機となることを期待する。

### 1 基本的な制度設計

#### (1) 道州制導入の理念

○有効性を失った中央集権体制を打破し、国は外交や防衛、通商政策、国家的規模の災害への対応など国家の存立に関わる事務に専念する一方、補完性の原則に基づく事務・権限、財源の大胆な移譲により、内政に関する事務は地方が担うことができるよう、国と地方双方の政府を再構築、機能強化することで、地方分権改革の飛躍的な推進と行政システムの最適化を図りながら、地域主権型・多極型の「新しい国のかたち」、すなわち地域主権型道州制を創造する。

○人口減少・超高齢社会の到来、グローバル化の進展など時代の潮流の中で、我が国が直面する困難な課題に国全体が持つ優れた能力と地域の個性を発揮して立ち向かっていくため、国の役割を重点化しながら、地域発の経済成長と国際競争力の向上等を実現する広域行政と、福祉やまちづくりなど住民に身近な行政の双方を充実・強化する。

#### (2) 憲法との関係

○地域主権型道州制の早期導入を図る観点、また、国家の統合に関する国民感情(※)などを考慮し、現行憲法の下での道州制実現を目指す。  
※社会経済システムの国全体での統一性を重視する国民感情・意識

○ただし、道州制導入の理念を実現するため、必要と認められる事項については、憲法改正を視野に入れた制度設計等の検討を排除するものではない。

### (3) 基本構造等

○道州制における地方制度は、現在の都道府県を廃止し、より広い区域を単位に、地域の多様性を踏まえて新たに設置する道州（広域自治体）と基礎自治体の二層構造を原則とする。基礎自治体及び道州は普通地方公共団体とする。

○基礎自治体・道州・国は、真に対等・協力の関係に立ち、それぞれの役割分担に応じた事務・権限、税財源、人的資源等を有するとともに、それぞれが、その役割について責任を負い、企画立案から執行管理までを一元的に担うことを基本とする。

○大都市の位置づけは、それぞれの地域の実情に配慮しつつ、法律で明確化する。

### (4) 基礎自治体・道州・国の役割分担、相互関係

#### (役割分担)

※役割の例示は、道州制のイメージを示すためのものであり、確定的なものではない。（行政分野別の例示は別紙のとおり）

※大都市の役割については、現在の都道府県の事務・権限を基本に据えて、更に検討する。なお、道州の役割として例示したものであっても、現在、大都市に関する特例等により指定都市が所管している事務・権限については、引き続き当該基礎自治体が担うことを原則とする。

#### 基礎自治体の役割

○現在、都道府県が担っている事務・権限を可能な限り基礎自治体へ移譲し、基礎自治体は、住民に身近な行政分野を総合的に担う。（住民自治・住民の利便性を拡大）

○補完性の原則及び住民自治拡大の観点から、特に基礎自治体においては、町内会・自治会等のコミュニティ組織、NPO、ボランティアグループ等との連携や地域自治区制度の活用を通じて、様々な分野での住民との協働を推進する。

#### <基礎自治体の役割：例示>

地域発展ビジョン（総合計画） 住民の安全・安心 消防・救急 防災・災害復旧 観光・地域文化振興 地域産業振興 地域農林漁業振興 職業紹介、雇用保険（認定・給付） 商店街振興 地域福祉（対人サービス全般、現金給付の運用） 保健所・児童相談所 子育て支援（保育所・認定こども園、放課後対策等） 地域環境対策（一般廃棄物処理、公害対策、環境影響評価） まち

づくり・地域公共事業（都市計画、土地利用計画、公園・街路、上下水道、住宅・建築、中小河川、一般道路、農道・林道、港湾・漁港、地域交通等） 教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館、生涯学習、地域文化振興等） 戸籍・住民基本台帳 近隣基礎自治体の事務補完（事務の共同処理）

## 道州の役割

- 現在、国が担っている事務・権限を可能な限り道州（又は基礎自治体）へ移譲し、道州は、基礎自治体の区域を越える広域行政を担うとともに、基礎自治体間の調整を行う。
- 国の出先機関（地方支分部局）の事務は、基礎自治体や民間が担うべきものを除き、必要となる財源・人員とともに道州へ移管する。また、中央府省の事務についても、道州が担うべきものについては、同様に移管する。

＜道州の役割：例示＞

### 【広域行政】

広域成長戦略 警察・治安・危機管理 広域防災・災害復興 広域観光・文化振興（インバウンド、対外文化交流等） 広域産業振興 広域農林漁業振興 雇用対策・能力開発、雇用保険（基礎自治体の事務を除く）、労働基準監督 広域医療（医師確保対策、ドクターヘリ、高度医療拠点、診療報酬の運用等） 介護報酬の運用 広域環境保全（地球温暖化対策・産業廃棄物対策等） 広域公共事業（大規模河川、高速道路・広域基幹道路、治山・海岸、港湾（重要港湾以上）、空港（現在の国管理空港を含む）、情報通信基盤等） 広域的交通体系の構築 高等教育（大学以上）・学術振興 統計調査（現在の国の統計を含む）

### 【基礎自治体間の調整】

基礎自治体間の財政調整 基礎自治体の事務補完（事務委託等） 複数の基礎自治体に関連する施策・事業の調整、広域行政との調整

## 国の役割

- 国の事務は、①国家の存立に関する事務、②国家戦略の策定、③国家的基盤の維持・整備、④全国的に統一すべき基準の制定に限定する。
- 内政分野における国全体の基本戦略・計画や統一的な政策の方針・基準等は必要最低限のものとする。
- 国が制度の基本計画・基準等を定める場合でも、その実施主体は、民間で実施するものを除き、原則として基礎自治体又は道州とする。その際、基礎自治体及び道州に弾力的な運用を可能とする権限を付与する。

**<国の役割：例示>**

**【国家の存立に関する事務】**

皇室 憲法 司法 安全保障・防衛 国家の危機管理・テロ対策 国家的規模の災害への対応、復旧・復興支援 出入国管理 外交・通商 通貨・金融システム 食料・資源・エネルギーの安定確保 最低限の生活保障 国家的プロジェクト 国政選挙 国の財政

**【国家戦略の策定】**

国家的成長戦略 国家的基本計画（教育・科学技術振興、社会保障、食料安全保障・安定供給、資源・エネルギー、地球環境対策等）

**【国家的基盤の維持・整備】**

国土計画 国土保全 広域交通基盤・高速交通ネットワーク基本計画（一部実施） 電波監理

**【全国的に統一すべき基準の制定】**

民事・商事・刑事等の基本法 社会保障（年金、医療・介護保険、生活保護、地方に裁量の余地のない現金給付等）の基本的枠組み

**(中央政府の見直し)**

- 地方への大胆な事務・権限の移譲により、中央府省の解体再編を含む中央政府の見直しを進める。
- 中央府省の抵抗を排除し、公正性・中立性を担保する観点から、基礎自治体・道州・国間の事務・権限の配分について、それぞれ（道州制導入前にあっては、市町村・都道府県・国）の意見を精査し、調査審議する第三者機関を法律により設置する。第三者機関は、道州制への移行後もその任に当たるものとする。
- その際、政府が第三者機関の答申を最大限尊重することを義務付けるとともに、基礎自治体・道州・国の代表が参加する「協議の場」（道州制導入前にあっては、法定された「国と地方の協議の場」）での合意を経て、それぞれが担う事務・権限を決定する仕組みを導入する。

**(相互関係)**

- 基礎自治体・道州・国それぞれの事務・権限は法律により定めるが、各層・各地域で住民ニーズに応じた施策が展開できるよう、特区制度や事務処理の特例制度の活用等により、事務・権限、財源の移譲を柔軟に行うことができる仕組みとする。
- 基礎自治体は、自立した地域経営を行う主体として、自らの行政体制の整備と行政能力の充実に努める。
- このため、基礎自治体が住民の意向を踏まえた自主的な合併を円滑に進めることができる環境を整備する一方、道州制の下においても、多様な基礎自治体が必要な住民サービスを持続的に提供し得る制度設計

とし、近隣の基礎自治体による水平的な補完（事務の共同化）や、道州への事務の委託などの垂直的な補完も柔軟に選択できることとする。

○基礎自治体及び道州の事務・権限に関する国の法令（法律及び政令に限る）は大綱的なものにとどめ、当該法令に明確な委任規定を設けること等により、基礎自治体及び道州に「上書き権」を含む広範な自治立法権を付与する。

○広域行政の目的を達成するために不可欠なものに限り、道州が基礎自治体の事務・権限に関する基準等を設定することを容認するが、道州が当該基準等を設定できる範囲は最小限とし、法律によりそのメルクマールや設定の手続を定める。

○基礎自治体・道州・国の代表が参加する「協議の場」を法律により設置し、事務・権限の分担や税財政制度、国による内政分野における基本戦略・計画及び統一的政策の方針・基準の策定など、重要事項について協議・調整する。

○同様に、基礎自治体と道州による協議組織を道州の条例により設置する。その際、住民自治拡大の観点から、同協議組織への住民の代表の参加に配慮する。

## (5) 地方税財政制度（財政調整制度を含む）

### （地方税財政制度）

○基礎自治体及び道州が、それぞれの役割に応じた必要かつ十分な独自財源を確保できるよう、国の基幹税（所得税、法人税、消費税）からの大幅な税源移譲により、偏在性が小さく、安定性を備えた新たな地方税体系を構築する。その際、国と地方の役割分担を踏まえ、消費税の地方税化を有力な選択肢とする。

○地方税法に広範な委任規定を設けること等により、基礎自治体及び道州が地方税の税目・税率等を独自に決定できるよう、課税自主権を拡充する。

○税の賦課、徴収については、基礎自治体・道州・国がそれぞれ行うことを原則とするが、納税者の利便性向上や行政コスト削減の観点から、必要に応じ、徴収事務を基礎自治体・道州・国間で相互に委託できることとする。道州の徴収一元化による国への納付制度についても検討する。

○国庫補助事業は廃止し、必要な財源とともに地方へ移管する。国から移管された財源の取扱については、道州内の基礎自治体間の財政格差に留意しつつ更に検討する。

○地方債の発行を原則として自由化し、基礎自治体及び道州が、議会による監視や市場による評価の下、自己責任により資金調達を行い、必

要な社会資本整備などを円滑に行えるようにする。地方債全体の信用力の維持に向けた方策や、個別団体の信用力格差の緩和策、新たな再建法制の整備等については更に検討する。

#### (財政調整制度)

- 道州においては、現在の地方交付税制度のように国が関与する仕組みは導入せず、水平的な財政調整を基本とする。その際、地域間の偏在性が高い税目等を財源とする「地方共有税」の創設を検討する。
- 道州間の水平的な財政調整を円滑に行うため、客観的な配分基準の設定等を担う調整機関を設置する。
- 基礎自治体間の財政調整については、道州が担うことを中心としつつ、その在り方を更に検討する。
- 社会保障や義務教育、警察など、国の基準に基づき、全国的に一定水準の行政サービスを保障するための費用については、国と基礎自治体、道州の税源配分を踏まえつつ、国から基礎自治体及び道州への負担金制度等の創設を検討する。その際、道州においては、水平的な財政調整によっても水準を保てない場合の例外的な措置とする。なお、負担金制度等は、社会保障等において、基礎自治体及び道州が自らの財源で行う行政サービスの自由度を阻害するものであってはならない。
- 権限・税財源の移譲に伴う国の資産及び債務の取扱いについては更に検討する。

#### (6) 道州の組織

- 全国一律の設置基準等は必要最小限とし、道州の条例により自主的な組織を形成する。
- 国・地方を通じた行政システムの大幅なスリム化・効率化を進める観点から、道州の組織は極力簡素なものとする。
- 道州には、広範な自治立法権を持つ一院制議会を設け、その議員及び道州の首長は直接選挙で選出することを基本とする。議員の選挙制度（選挙区制の在り方、比例代表制の導入等）については更に検討する。

#### (7) 道州の区域

- 経済的・財政的自立が可能な規模を有していることを前提とし、地理的一体性、歴史・文化・風土の共通性、生活や経済面での交流などの条件を踏まえて、法律により決定する。
- その際には、国民的なコンセンサスを得るためにも、透明性・客観性の高い基準を設定するとともに、道州制推進（基本）法に基づく検討機関の下に、各地域の住民の代表から道州の区域に関する意見を聴取する会議等を設置することを検討する。

- 現在の都道府県の枠組みによる一体感や郷土意識を尊重する観点から、それぞれの道州の判断により、旧都道府県単位等での出先機関の設置や一定の予算配分、均衡ある事務事業の執行などに配慮する。
- 道州の議会及び行政庁の所在地は、地域住民の意思を反映し、道州が決定する。

#### (8) 大都市制度

- 地域主権型道州制においては、多様な大都市制度を容認し、原則として道州がこれを内包するものとする。
- 大都市の行政需要等に応じ、現在の都道府県の事務・権限を担うことを中心に据えて、大都市の事務・権限を法定する。その際、当該事務・権限に応じた必要かつ十分な独自財源を確保する。
- 道州は、大都市に対し、事務処理の特例制度の活用等により、地域の実情に応じた事務・権限、財源を、その効果的・効率的な執行にも配慮しつつ、積極的かつ柔軟に移譲できるものとする。また、大都市の様態等に応じ、法律で大都市の事務・権限とされたものであっても、道州が処理できることとするなど、全国一律ではなく、大都市と道州の間で柔軟に調整できる仕組みを検討する。
- 東京都並びに現在検討されている新たな特別区（及びこれを包括する道府県）、都市州、その他新たな大都市制度については、道州との役割分担など、道州制の下での在り方を更に検討する。

## 2 地域主権型道州制の実現に向けた工程

### (1) 道州制推進（基本）法の制定 <平成25年通常国会までを目途>

(推進法の主な内容)

- 道州制導入の理念・基本方針
- 道州制導入に向けた工程
  - ※具体的な期限を工程ごとに設定
- 内閣総理大臣を本部長とする道州制推進本部の設置
- 制度設計等を担う検討（諮問）機関の設置
  - ※地方公共団体の代表が参画
  - ※住民の代表から道州の区域に関する意見を聴取する会議等の設置を検討
- 事務・権限の配分を調査審議する第三者機関の設置

### (2) 検討機関・第三者機関による制度設計等の答申

(答申に盛り込むべき主な内容) <推進法制定後3年以内>

- 大都市の位置づけ
- 基礎自治体・大都市・道州・国の役割分担、相互関係
- 国の機構の再編
- 地方税財政制度（財政調整制度を含む）
- 道州の組織
- 道州の区域 など

### (3) 道州制導入に向けた法制の整備 <(2)の答申後2年以内>

(法律事項の主な内容)

- 大都市の位置づけ
- 基礎自治体・大都市・道州・国を通じた事務・権限の配分
- 基礎自治体・大都市・道州・国の代表が参加する「協議の場」の設置
- 国の機構の再編
- 国・地方を通じた税財政制度
- 道州の区域・組織
- 道州制への移行手続 など

### (4) 道州制への移行 <推進法制定後6～8年以内>

- 地域主権型・多極型の「新しい国のかたち」を創造するという理念から、道州への移行は全国一律を基本とするが、十分な国民的議論を踏まえ、また、地方の発意や選択を重視する意見も尊重しながら、更に検討する。

## 基礎自治体・道州・国の役割分担（行政分野別・例示）

国家の存立 (国)	皇室 憲法 司法 安全保障・防衛 国家の危機管理・テロ対策 国家の規模の災害への対応、復旧・復興支援 出入国管理 外交・通商 通貨・金融システム 食料・資源・エネルギーの安定確保 最低限の生活保障 国家的プロジェクト 財産権の保障 国政選挙 国の財政		
行政分野	基礎自治体  ● 積極的な権限移譲	道州  ● 必要に応じ事務補完	国
成長戦略	地域発展ビジョン（総合計画）	広域成長戦略	国家的成長戦略
安全・安心	住民の安全・安心 消防・救急 防災・災害復旧	警察・治安・危機管理 広域防災・災害復興	安全保障・防衛（再掲） 国家的危機管理・テロ対策（再掲） 大規模災害対応・復旧・復興支援（再掲） 刑事基本法
産業・雇用	観光振興 地域産業振興 地域農林漁業振興 職業紹介、雇用保険（認定・給付） 商店街振興	広域観光（インバウンド等） 広域産業振興 広域農林漁業振興 雇用対策・能力開発、雇用保険（基礎自治体の事務を除く）、労働基準監督	食料安全保障・安定供給に係る基本計画 民事・商事基本法 通商（再掲） 通貨・金融システム（再掲）
社会保障	地域福祉（対人サービス全般、現金給付の運用） 保健所・児童相談所 子育て支援（保育所・認定こども園、放課後対策等）	広域医療（医師確保対策、ドクターヘリ、高度医療拠点、診療報酬の運用等） 介護報酬の運用	社会保障に係る基本計画 社会保障（年金、医療・介護保険、生活保護、地方に裁量の余地のない現金給付等）の基本的枠組み
環境	一般廃棄物処理 公害対策 環境影響評価	地球温暖化対策 産業廃棄物処理	地球環境対策に係る基本計画
基盤整備	まちづくり 都市計画 土地利用計画 公園・街路、上下水道、住宅・建築、中小河川、一般道路、農道・林道、港湾・漁港、地域交通	大規模河川、高速道路・広域基幹道路、治山・海岸、港湾（重要港湾以上） 空港（現在の国管理空港を含む） 情報通信基盤 広域的交通体系の構築	国土計画 国土保全 広域交通基盤・高速交通ネットワークに係る基本計画（一部実施） 電波監理
教育・文化	幼稚園・小学校・中学校・高等学校、図書館、生涯学習、地域文化振興	広域文化振興（対外文化交流等） 高等教育（大学以上）・学術振興	教育・科学技術振興に係る基本計画
その他	近隣基礎自治体の事務補完（事務の共同処理） 戸籍・住民基本台帳	基礎自治体間の財政調整 基礎自治体の事務補完（事務委託等） 複数の基礎自治体間の施策等の調整、広域行政との調整 統計調査（現在の国の統計を含む）	



## 地方分権型の道州制における基礎自治体のあり方に関する考え方

平成25年7月30日  
道州制推進知事・指定都市市長連合

この「考え方」は、本連合が平成24年7月に取りまとめた「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程－国民的な議論を喚起するための試案－」を踏まえ、本連合が考える地方分権型の道州制における基本的な基礎自治体の役割と体制について取りまとめたものである。

なお、道州制における基礎自治体の詳細にわたる制度設計は、「(仮称)道州制推進(基本)法」により設置されるであろう第三者検討機関において詳細な検討が行われるものと考えており、その検討の際には我々のこの考え方方が制度設計に反映されるよう求めていくものである。

### 1. 基礎自治体の役割

- 補完性の原則に基づき、現在、国及び都道府県が担っている事務・権限は必要な財源と合わせて可能な限り基礎自治体へ移譲され、基礎自治体は住民に身近な行政分野を総合的・一元的に担う。
- 住民自治拡大の観点から、町内会・自治会等のコミュニティ組織、NPO、ボランティアグループ等との連携や地域自治区制度等の活用を通じて、様々な分野での住民との協働を推進する。

### 2. 基礎自治体の体制

- 基礎自治体は「自立した地域経営を行う責任主体」として、自らの行政体制の整備を行わなければならない。
- このため、基礎自治体の置かれている状況に応じ、近隣の基礎自治体との事務の共同化(水平補完)や、道州への事務の委託(垂直補完)、基礎自治体の自主的な合併、あるいはこれら既存の方式よりも柔軟に地方公共団体間の連携を構築できる制度を創設するなど、多様な手法の中から、それぞれの基礎自治体が適すると考える仕組みを選択することとする。

なお、基礎自治体の選択した仕組みに応じて、広域自治体である道州は、基礎自治体に対して必要な支援を行うものとする。

- 多様な大都市制度を容認し、原則として道州がこれを内包するものとする。

基礎自治体の事務の共同処理等の体制に関しては、以下のような例が考えられる。

(例1) 水平補完

- 別法人の設立による広域連携

特別地方公共団体である一部事務組合及び広域連合の設立をする手法。

- 法人の設立によらない広域連携

協議会や機関等の共同設置による手法。

- 他の基礎自治体への事務委託

基礎自治体が近隣の都市等、他の基礎自治体に事務を委託する手法。

(例2) 垂直補完

- 道州への事務委託

地理的要因等により水平補完が困難な場合などのほか、基礎自治体が望む場合に、道州に事務を委託する手法。

(例3) その他

- 道州内の柔軟な権限移譲

道州内における道州と基礎自治体との役割分担については、当事者同士の協議に基づく柔軟な権限移譲を行うことができる環境を整備する。

- 基礎自治体の自主的な合併

基礎自治体が住民の意向を踏まえた自主的な合併を円滑に進めることができる環境を整備する。ただし、基礎自治体の合併を強いるものではない。